**液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求**

関係法令等　　法第３条の２第３項、規則第５条

◎　何人も、液化石油ガスを販売する者が適法に登録を受け、事業を実施しているか否かを容易に判断できるよう、登録簿の謄本の交付又は閲覧をすることができます。

請求手続きは、販売所の所在地を所管する広域振興局等に対して行います。

◎　必要書類

　　液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書（様式第５）